

処 分 基 準

平成10年4月15日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 2 2 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 「最高速度違反行為を防止するため必要な運行管理を行っている と認められないとき」とは、車両使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っ ていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認め られる場合であり、具体的には、 ・ 同一の車両について最高速度違反行為が反復して行われている場合 ・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反行為が行われている場合 ・ 使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為を行っていることが確認された 場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部交通指導課企画指導係 (電話 0952-24-1111 内 5124)
備 考：令和元年12月 3 日改訂